

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	四街道市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/bangoseido/index.html

執行機関名 四街道市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例(昭和49年条例第21号)による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第2の項 四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例(昭和49年条例第21号)による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1項	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例(昭和49年条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ねたきり身体障害者若しくは重度知的障害者(以下「ねたきり身体障害者等」という。)又はその家族に生ずる負担を軽減するため、福祉手当(以下「手当」という。)を支給し、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例(昭和49年条例第21号) 四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則(昭和49年規則第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則第3条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則第3条に規定するねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当支給の申請の受理又は当該申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る障害者(四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例(昭和49年条例第21号)第2条第1号に規定するねたきり身体障害者及び第2号に規定する重度知的障害者をいう。以下同じ。)、受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものに係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る障害者、受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものに係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則第4条の2
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給規則第3条に規定するねたきり身体障害者・重度知的障害者福祉手当所得状況届の受理又は当該届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報

当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

当該届出に係る障害者、受給者及びその配偶者並びに受給者の扶養義務者でその生計を維持するものに係る道府県民税に関する情報